

白岡市男女共同参画推進条例の概要

1 条例制定の理由

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項等を定めるため、新たに条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 第3条関係

男女共同参画社会実現のため、全ての人が個人としての尊厳を重んじられ、互いの家庭及び社会における活動を理解し、性別による差別や暴力、人権侵害行為を受けることなく、自らの意思で多様な生き方が選択できる社会を目指すことを、男女共同参画を推進するための基本理念とする。

(2) 第8条関係

全ての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の性別による差別や暴力、人権侵害を行ってはならないことを規定する。

(3) 第10条から第16条関係まで

男女共同参画推進のための施策は、啓発活動及び学習の機会の充実、ワーク・ライフ・バランスへの支援、女性参画及び女性活躍の推進、男女格差に対する積極的改善措置、市民、事業者及び教育関係者への支援、男女共同参画の推進に関する行動計画の策定、相談窓口及び苦情の処理等とする。

(4) 第17条関係

男女共同参画の推進に関する行動計画の策定や変更、進捗状況の管理、その他男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議をするため、しらおか男女共同参画推進会議を設置するものとする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を改正し、しらおか男女共同参画推進会議を加える。